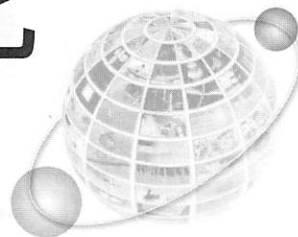


# 本人同意の形骸化

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



ス

マホ、タブレット、PCといった情報機器を取り扱う中で、利用者が必ず経験する通過儀礼がある。それが本人同意だ。利用者情報の取得や位置情報の利用など、サービス提供者のガイドラインが明示され、それを読んで利用者は許可の有無を判断する。これは個人情報保護法に基づくルールであり、市民の自己情報コントロール権を保障するために重要な措置である。しかし、こうした趣旨を理解しつつも、多くの市民は実に気軽にポチッと押して本人同意を与えている。私も例外ではない。

## 自己情報コントロール権

前回取り上げたように、デジタル改革関連法は個人情報保護法を改正し、個人情報保護に関わるルールを「二本化」した。これにより自治体の条例が後退するおそれがある。

法案審議にあたり、野党やメディアが強調したのは自己情報コントロール権の保障である。これが、デジタル改革関連法には明示されていない。しかし、個人情報保護条例は、その保障をすることを制度の趣旨としてきた。

自己情報コントロール権の保障は、具体的には、当該個人に対して開示、訂正、削除、利用・提供の停止などの権利を認める。これに加え

て、「本人からの直接収集」を原則とすることで、コントロールの実効化をはかってきた。

直接収集により、本人は自治体による自己情報の取得を認知する。それに対する疑問や不安がある場合、目的や利用方法をたずね、拒否・同意をすることで自己情報の取り扱いをコントロールできる。本人同意のきっかけになるのが、「本人からの直接収集」だ。

ただ、国は国家安全保障、治安維持等の分野での個人情報取得もあることから、「一本化」される改正法にはこれを盛り込んでいない。多くの民間機関が行っている通過儀礼を、国はスルーできるような制度にしている。

自己情報コントロール権という視

点から、本人同意を困難にする個人情報の取得は危うさをはらむ。自己に関する情報を、いつ、誰が取得したのかは闇の中にある。そのため、前述のような諸権利を行使することが、事実上困難になるのだ。

このため「本人からの直接収集」は、改正法への「一本化」が進んでも後退させてはいけない重要な原則の一つである。上乘せ、横出しによってこれを維持する可能性を、前回は探ってみた。

## 責任回避のシステム

ただ、このように従来の保護条例に立ち返るだけでなく、新しい保護のあり方を探ることも同時に必要だと私は考えている。

それは、冒頭で述べたように、情報機器の利用拡大の中で本人同意が多くなると同時に、行為の意味が軽くなったからだ。その結果、本人同意が違法・不当な個人情報の取り扱いのブレーキになり得るのか、疑問を感じるようになった。

そもそも個人情報取得する際の本人同意は、自己情報コントロール権の保障だけでなく、取り扱う側への授権という面がある。ここでいう

授権とは免責と同義であり、本人同意の取得後の個人情報、ある程度まで取り扱う側の自由に委ねられることを指す。

もちろん、個人情報の利用・提供は、あらかじめ明示された目的の範囲内でなければならない。そして、個人の流出・漏洩等の事故を防ぐべく、適正な管理をしなければならぬ。しかし、同意後の取り扱いの全てが見える化され、そのつど本人がコントロールできるわけではない。

権利の保障と免責という本人同意の両義性を実感した経験がある。約30年前のことだ。インフォームド・コンセント（説明と同意）の現状と課題を調査するため、米国調査に行った。ニューヨーク市ハーレム地区にある病院で、エイズ検査に関わる手続きのヒアリングをした。

検査は個人情報の取得である。その適正化を図るために、多くの手続き書類があった。検査希望者はこれらを読み、理解をした上で、サインをするルールがあった。しかし、深刻な貧困ゆえに教育面での困難を抱えた住民が多い地域だ。とれだけの人が書類を読み、理解してサインをするのか強い疑問を抱いた。

病院側は自己情報コントロール権

の保障ではなく、検査情報の取り扱いをめぐる訴訟になったときの備えとして、本人同意を取得していたことを知った。私たちが情報機器を通じて日常的に行っている本人同意にも、まったく同じ構造がある。

## 正当化のシステム

本人同意には、より深刻な危うさが潜んでいる。それは、法的にまた倫理的に許されない行為までも正当化してしまうことだ。

この危うさを象徴するような事件や事象が医療分野には少なくない。たとえば、20年に発覚した医師2人によるALS（筋萎縮性側索硬化症）患者殺人事件である。医師2人は囑託殺人罪で逮捕、起訴されたが、患者は「死にたい」と強い思いを抱いていたと報じられている。本人同意があったことが、医師たちが違法行為に踏み出す背景にある。

また、代理懐胎についても本人同意による正当化を見出すことができている。国内では祖母が代理母となった代理出産を実施するクリニックもある。代理懐胎ではカップルや代理母の本人同意が必要不可欠である。しかし、日本産科婦人科学会は代理懐

胎を原則禁止とするガイドラインを公表している（「代理懐胎に関する見解」03年4月）。

個人情報保護分野と医療分野における本人同意を、まったく同一に論じるべきではないだろう。しかし、本人同意という個人の意思表示に内在する、正当化というシステムの危うさを示唆している。本人同意さえあれば何をやっても良いのだろうか。たとえ本人同意があっても、法的にまたは倫理的にやってならない行為もあるのではないか。

私たちは、自己情報コントロール権の保障の象徴として、個人情報保護制度における本人同意を重視してきた。しかし、本人同意が形骸化する状況を踏まえて、他の保護措置も合わせて講じる必要がある。

## 審査・審議機能の強化

たとえ本人同意があっても、やってはならないことがある。それを定め、監視するのは当事者ではなく第三者だ。個人情報保護のあり方として自己情報コントロール権を具体的に保障するとともに、そのために必要な審査・審議機能の充実を自治体は進めなければならない。

こうした第三者機関の重要性は改正法も認めていて、個人情報保護委員会による監視強化をめざしている。しかし、改正法による「一本化」によって、自治体の個人情報の取り扱いについてまでも、国の委員会に委ねられるわけではない。

これを機に自治体を取り組むべきは、今ある個人情報保護審査会や運営審議会の権限強化である。

前者については、「一本化」後も開示、訂正、削除、利用・提供に関する判断の基準・水準を維持したい。自治体としての解釈運用の一貫性と制度の安定性を保持するためだ。それは過去の解釈運用の正しさを再確認し、必要に応じて改正法との調整をすることだ。

後者については、違法・不当な取り扱いに対する監視をして、本人同意という「一本足打法」の危うさを補正していくことだ。ただ、そのためには従来までのような充て職を排し、多様な専門家による熟議を尽くせる人選・態勢が必要になる。

改正法にただ従うのではなく、条例の後退を喚ぶだけでなく、自治体版の個人情報保護委員会の創設という「もう一つの道」を進むことが、この分野におけるガバナンスである。